つくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(案) について

1制定の背景

平成 19 年 3 月 22 日の「公職選挙法の一部を改正する法律」の施行により、つくばみらい市長の選挙においてビラ(マニフェスト)の配布が認められ、市の条例で定めるところにより、ビラの作成費を公費で負担することができるようになりました。(今までは国政選挙のみができることとされていました。)

今回の公職選挙法の改正は、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、候補者が具体的な政策を示したビラの配布を認めることになったものです。(ただし、配布方法は制限されています。)

また、作成費用の公費負担は、候補者の資金力によって選挙運動に差がつかないよう、 現在認められている選挙運動用ポスター等と同様に認めるものです。

つくばみらい市においても、法改正の趣旨を踏まえ、次回の市長選挙(任期満了日平成 22 年 5 月 13 日)から候補者が有権者にビラの配布ができるよう環境を整えるため、条例 を制定するものです。

2条例の概要

市長選挙の候補者がビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、ビラの 1 枚当たりの作成単価(上限 7 円 30 銭)にビラの作成枚数(上限 16,000 枚)を乗じて得た金額を市がビラを作成した業者に対し支払います。

3条例施行後の流れ

- ① 有償契約 (候補者と業者で契約書を作成)
- ② 契約の届出(候補者が契約届出書を作成し、契約書の写しを添付して選挙管理委員会へ提出)
- ③ 確認申請(候補者が確認申請書を作成し選挙管理委員会へ提出後、選挙管理委員会が確認書発行)
- ④ 作成証明書(候補者が作成証明書を作成し、業者へ提出)
- ⑤ 支払請求(業者が請求書・請求内訳書を作成し、確認書・作成証明書を添付して市へ 提出)
- ⑥ 支払い(市が業者へ支払い手続きをする)

4今後の予定

パブリックコメントの募集(平成21年12月21日~平成22年1月20日) パブリックコメントに対する市の考え方を公表(平成22年2月)

議会に議案の提出(平成22年3月)

条例施行(平成22年4月)